介護予防・日常生活支援総合事業とは

「介護予防・生活支援サービス事業」と 「一般介護予防事業」の 2 つを合わせ て、「介護予防・日常生活支援総合事業」 (総合事業)といい、 みなさんの介護予防と 日常生活の自立を支援します。

介護予防・生活支援サービス事業

◇訪問型サービス

食事・入浴・排泄の介助などの身体介護や掃除・洗濯・ 調理・生活必需品の買物などの生活援助を行います。

【介護予防訪問介護相当サービス】

【訪問型サービスA(基準緩和サービス)】



◇通所型サービス

デイサービスセンターなどで、食事や入浴・排泄の介助、健康管理、機能訓練やレクリエーション、栄養改善や口腔ケアなどのサービスを行います。

【介護予防通所介護相当サービス】 【通所型サービスA(基準緩和サービス)】 【通所型サービスC事業(短期集中予防サービス)】

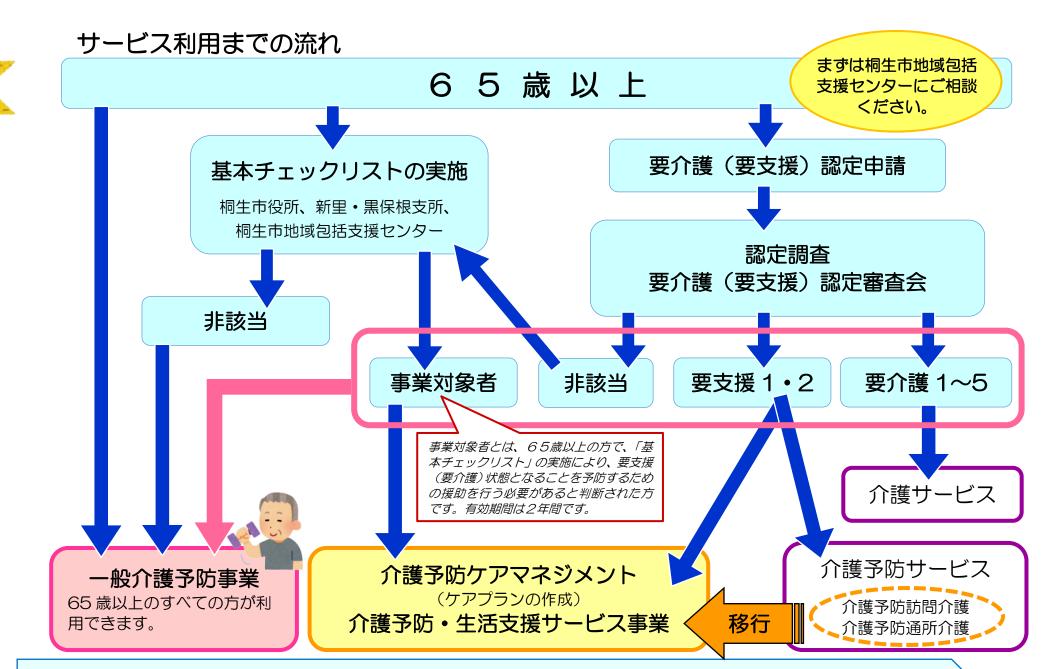


◇生活支援サービス

栄養改善を目的とした食事の配達や定期的な安否確認・ 緊急時の対応のための訪問(見守り)などを行います。







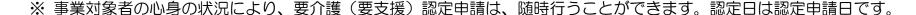
在宅サービスでは、認定区分に応じて、上限額(支給限度額)が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割(一定以上所得者は2割または3割。介護保険料滞納による支給制限対象者は3割または4割。)ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者負担となります。

く支給限度額>

事業対象者 • 要支援 1⇒50,320 円/月 要支援 2⇒105,310 円/月

<利用者負担のめやす>

- ◇訪問型サービス
 - ・介護予防訪問介護相当サービス⇒週1回程度1,176円/月、週2回程度2,349円/月、週2回を超える程度3,727円/月
 - ・訪問型サービスA (基準緩和サービス) ⇒233 円/回(事業対象者・要支援1は週1回、要支援2は週2回)
- ◇通所型サービス
 - ・介護予防通所介護相当サービス⇒週1回程度1,798円/月、週2回程度3,621円/月
 - ・通所型サービスA(基準緩和サービス)⇒352円/回(事業対象者・要支援1は週1回、要支援2は週2回)
- 通所型サービスC事業(短期集中予防サービス) ⇒350円/回(週1回、約3か月間)
 - *利用者負担のめやすは基本報酬・1割負担の場合を記載しています。
 - *通所型サービスC事業は、支給限度額管理対象外サービスです。





◇介護予防把握事業

閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握して、介護 予防活動への参加につなげます。

◇介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催 し、介護予防を推進します。

【にっこり楽々教室】
【脳いきいき教室】
【口から健康プログラム】
【元気おりおり体操(出前講座)】
【黒保根町ふれあい生き生きサロン】

◇地域介護予防活動支援事業

介護予防に役立つ住民主体の通いの場づくりや、介護予防活動をするボランティアの育成などを行います。

【高齢者ボランティアポイント事業】 【介護予防サポーター養成研修】 【高齢者介護サポーター基本研修】

◇地域リハビリテーション活動支援事業

地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職が 参加するなど、介護予防の取り組みの機能強化を図りま す。

【地域の通いの場へのリハビリ専門職派遣事業】

桐些市地域包括支援也〉今一

みなさんが住みなれたまちで安心して暮らせるように、 必要となる援助や支援を行うために設けられた、高齢者 のための総合相談窓口です。

◎山育会 (担当地区: 1・2・9・10・14区)

東久方町二丁目4番33号

☎46−6066

◎社協(担当地区:3・4・5・8区)

新宿三丁目3番19号

346-4411

◎菱風園(担当地区:6・7・17区)

菱町一丁目3016番地の1

☎32-3321

◎ユートピア広沢 (担当地区: 11・12・13区)

広沢町六丁目307番地の3

☎53−1114

◎思いやり(担当地区:16区)

川内町一丁目361番地の2

☎32-5889

◎思いやり黒保根(担当地区:22区)

黒保根町水沼562番地の3

☎46−8847

◎にいさと(担当地区:19・20・21区)

新里町新川2488番地

☎74-3032

◎のぞみの苑 (担当地区: 15・18区)

相生町五丁目493番地

☎54−9537



<問い合わせ先>

桐生市役所 健康長寿課長寿支援係

☎44-8215(直通)

46-1111(内線556・557・587・588)



桐生市では、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業がはじまりました。

65歳以上のすべての人を対象に、市町村が中心となって行う介護予防事業です。

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援ができるよう目指していきます。

介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活 に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することがで きます。

元気で、介護を必要としない暮らしを送るために、介護 予防・日常生活支援総合事業を適切に利用して自立した 生活を続けましょう。

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を中心に、地域の多様な主体がメンバーとなる協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々なサービスや支え合い活動を生み出したり、調整しながら、地域づくりを推進します。



桐 生 市 令和6年4月1日現在